

下呂商工会だより



令和6年4月吉日（卯月）発行：下呂商工会
TEL：0576-25-5522
https://www.gifushoko.or.jp/gero/ 〆：gerosho@ccn.aitai.ne.jp
下呂市森 801-10

新年度がスタートしました！

いよいよ新年度がスタートしました。
今年度も会員の皆様の一層のご協力をお願いするとともに、下呂地域の振興と会員の経営支援に結び付くよう積極的な事業展開を図りたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

4月より魚住経営指導員が異動となり中津川北商工会から田口建成（たぐちけんせい）経営指導員が着任いたしました。田口経営指導員は中津川北商工会で13年勤務されたベテランです。経営に関することや補助金、何でもご相談ください。



田口建成 経営指導員

昨年10月より翠経営指導員の後任として三尾経営指導員が着任いたしました。下呂市出身ということで下呂市を盛り上げたいと意気込んでいます。前職の経験からIT分野を得意としています。



三尾伸吾 経営指導員

商工会が「身近な経営相談所」となるよう経営支援のニーズの掘り起しを図り、地域商工業者の皆さまの持続的発展を目指し、下呂市発展のため新たな気持ちでその責務を果たすよう一層の努力をしてみたいと思いますのでよろしくお願い致します。



下呂商工会のインボイス登録見送りについて

下呂商工会では先日の理事会にてインボイスへの登録を3年間見送ることと致しました。今後3年間、現状にて運営を行い状況を踏まえ改めて検討することといたしました。



個人事業主のみなさん、忘れないでください！ 所得税・消費税の口座振替

個人事業者の所得税・消費税の確定申告が終わりました。所得税・消費税において、口座振替納税の手続きをしている方は、振替日が次のようになります。前日までに預金残高の確認を！！



所得税振替納税日	令和6年4月23日（火）
消費税振替納税日	令和6年4月30日（火）

まだ間に合います！ぜひ利用しよう！ 下呂市広告宣伝等支援事業

原油高や物価高騰に伴い市内事業者の経営悪化が懸念される中、売上回復や販路拡大を目的とした広告および宣伝活動等を行い、積極的に誘客促進を図る事業者を支援するものです。

春の売出し・ゴールデンウィークの売出し等に向けて、ぜひ利用し販路拡大につなげてみましょう！ 申請はお早めに！

【補助対象者】

- 次のいずれかに該当する事業者等であって市税等の滞納がないこと。
 - 市内に事業所等を有する中小法人等
 - 令和5年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等
 - 下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等

【補助対象経費】

- 商品のPRや誘客などを目的とした広告および宣伝活動に要する経費
 - チラシ、WEB広告など、販売促進に必要な経費（印刷製本費、掲載料、委託料、DM郵送料）等 ※備品はのぞきます。
 - その他市長が必要と認める経費
 - 他の補助金を受ける又は受けた場合、重複計上となる費用は補助対象外となります。

※令和5年12月22日以降（交付決定以降）に着手したもので、令和6年5月17日までに支払いが完了した経費（注意！カード払いの場合、翌月以降に口座から引落としとなるため、令和6年5月17日までに支払いが終えているか確認してください。）



【補助金交付額】

- 補助限度額 1事業者につき5万円
 - 補助率 補助対象経費の3/4以内（千円未満の端数切り捨て）
 - 申請回数 1事業者につき1回のみ
- ※予算額に達し次第、申請受付終了（予算額300万円）

【交付申請】

- 申請期間 令和5年12月22日から令和6年5月10日
- ※補助対象事業に着手する前に交付申請を行うこと。

【提出書類】

- 交付申請書
- ※申請書等は、下呂市のホームページよりダウンロードすることができます。
- ※消費税を本則課税方式で申告している事業者は、『消費税抜き』で申請を行ってください。
- 対象経費の内訳がわかる書類（見積書等）
 - 雇用証明書（下呂市に課税権のない個人事業者の場合）
 - その他参考書類

【お問合せ先】

下呂市観光商工部商工課 24-2222（内線162）

裏面につづきます。

新年度、各種施策の利用を！ 補助金活用に取り組んでみよう！

「小規模事業者持続化補助金」等、補助金を活用され販路拡大に結びつくなどの様々な事業を展開された事業所もたくさんあります。新年度に入り、各種補助金制度の公募がスタートしますが、今回、その一部をご紹介します。

☆下呂市の支援策☆ 詳細は同封のチラシを！

【中小企業持続化補助金】

国・県の持続化補助金の下呂市版。販路開拓、新商品開発、業務効率化等の取り組みを行う中小企業者に補助されます。

◇対象経費：販路開拓や新商品開発、業務効率化にかかる設備・備品費、広報費、展示会出展経費 等

◇補助額：補助対象経費の2/3以内 上限10万円

【求人情報発信事業補助金】

求人情報誌などへの求人情報の掲載や合同企業説明会などへ出展する市内に事業所がある法人・個人に補助されます。

◇対象事業：就職情報掲載事業、就職フェア出展事業

◇補助額：補助対象経費の1/2以内 ①②あわせて上限15万円

※この他、市内事業所の労働力確保・人材確保のための下記のような奨励金・補助金も新設されました。

- ・地元高校（益田清風高校）就職者奨励金
- ・就職奨励金 ・就職活動等支援事業補助金
- ・Uターンおかえり奨励金



☆岐阜県の支援策☆

【小規模事業者パワーアップ応援補助金】

岐阜県版の小規模事業者持続化補助金が予算化されています。商工会と一体となり、小規模事業者の事業転換や規模拡大を目指した設備投資等に対して補助されます。

☆国の支援策☆

【中小企業省力化設備補助事業】

中小企業等事業再構築促進事業が再編されたものです。中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援します。（ベンダーによる機器等の導入における設定等のサポートを想定しています。）

【中小企業生産性革命推進事業】

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するものです。

「小規模事業者持続化補助金」

商工会と一体となって経営計画を作成し、この計画にもとづいて行う小規模事業者による販路開拓等の取り組みを支援するものです。

「IT導入補助金2024」

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援するものです。

「事業承継・引継ぎ補助金」

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援するものです。

今回、上記の補助金を紹介しましたが、いずれにしても、事業者皆さま自身が申請しようとする補助金制度を充分理解し、真摯に経営計画を持ち、その計画に向き合った上で補助金を申請することが本当の「補助金」制度の活用と言えます。

「申請すれば誰でももらえる。」「商工会に任せればどうにかしてくれる。」「とりあえず補助金を。」・・・こんな考えになっていませんか？

「補助金がなくてもその取り組み実行しますか？」

事業の原点に立ち返って、将来達成したい「目標」に向けた計画の上での補助金活用にしましょう！

※「採択決定」という用語は、「補助金が申請とおり満額交付されること」が決定したということではありません。あくまで「補助金交付候補」ということです。

日本政策金融公庫「マル経融資」

■小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会の経営指導を受けている小規模事業者のみが、商工会の推薦で無担保・無保証人・低利で利用できる融資制度です。

審査に通ると日本政策金融公庫から融資が受けられることとなります。資金繰りの改善や事業の発展にお役立てください。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 2,000万円

【返済期間】 運転資金：7年以内（据置期間1年）

設備資金：10年以内（据置期間2年）

【利率】 年1.30（令和6年3月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症への対策として通常枠とは別枠での取扱いもあります。

※下呂市による利子補給制度もあります。（償還開始日から12カ月間、利子額の全額を補助）

すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。まずはお電話を！



ご存知ですか？小規模企業共済

将来の備え&節税 今日からおトク、未来もナットク

国の機関である中小機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。現在、全国で約159万人（2022年3月）の方が加入されています。将来に備えつつ、契約者の方がさまざまなメリットを受けられる、今日からおトクな制度です。

☆ポイント1 掛金は加入後も増減可能、全額が所得控除
月々の掛金は1,000～70,000円まで500円単位で自由に設定が可能で、加入後も増額・減額できます。確定申告の際は、その全額を課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。

☆ポイント2 共済金の受取りは一括・分割どちらも可能
共済金は、退職・廃業時に受け取り可能。満期や満額はありませぬ。共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取りの場合は退職所得扱いに、分割受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットもあります。

※20年未満での解約の場合、掛金割れとなります。

※「分割受取り」および「一括受取りと分割受取りの併用」を希望する場合は要件があります。

☆ポイント3 低金利の貸付制度を利用できる

契約者の方は、掛金の範囲内で事業資金の貸付制度をご利用いただけます。低金利で、即日貸付けも可能です。